

目 次
第1号（5月9日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
仮議席の指定	6
津和野町議会議長の選挙について	6
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
津和野町議会副議長の選挙について	10
津和野町議会常任委員会委員の選任について	12
津和野町議会運営委員会委員の選任について	13
津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について	15
津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について	16
津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について	16
津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について	17
町長提出第59号議案	24
町長提出第60号議案	24
町長提出第61号議案	30
町長提出第62号議案	32
町長提出報告第1号	35
町長提出報告第2号	36
町長提出報告第3号	41
閉 会	42
署 名	43

令和4年第4回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年5月2日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和4年5月9日
- 2 場 所 津和野町役場本庁舎議場

○開会日に応招した議員

道信 俊昭君	大江 梨君
岡田 克也君	米澤 宥文君
横山 元志君	沖田 守君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	草田 吉丸君

○応招しなかった議員

令和4年 第4回（臨時）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和4年5月9日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和4年5月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 津和野町議会議長の選挙について
- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 津和野町議会副議長の選挙について
- 追加日程第5 津和野町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第6 津和野町議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第7 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第8 津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

- 追加日程第 9 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 10 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 11 町長提出第 59 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例等の一部改正について
- 追加日程第 12 町長提出第 60 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 追加日程第 13 町長提出第 61 号議案 津和野町監査委員の選任について
- 追加日程第 14 町長提出第 62 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 15 町長提出報告第 1 号 令和 3 年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 追加日程第 16 町長提出報告第 2 号 令和 3 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 追加日程第 17 町長提出報告第 3 号 令和 3 年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 津和野町議会議長の選挙について
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 津和野町議会副議長の選挙について
- 追加日程第 5 津和野町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 津和野町議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 8 津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 10 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 11 町長提出第 59 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例等の一部改正について
- 追加日程第 12 町長提出第 60 号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町国民健康保険税条例の一部改正につ

いて

追加日程第 13 町長提出第 61 号議案 津和野町監査委員の選任について

追加日程第 14 町長提出第 62 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 15 町長提出報告第 1 号 令和 3 年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

追加日程第 16 町長提出報告第 2 号 令和 3 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

追加日程第 17 町長提出報告第 3 号 令和 3 年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

出席議員（12 名）

1 番 道信 俊昭君	2 番 大江 梨君
3 番 岡田 克也君	4 番 米澤 宥文君
5 番 横山 元志君	6 番 沖田 守君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 田中海太郎君	10 番 寺戸 昌子君
11 番 川田 剛君	12 番 草田 吉丸君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	小藤 信行君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	山本 博之君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○事務局長（中田 紀子君） おはようございます。事務局長の中田紀子です。よろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の沖田議員を御紹介申し上げますとともに、臨時の議長の職務をよろしくお願ひいたします。沖田議員、議長席へよろしくお願ひします。

〔臨時議長 沖田 守君議長席に着く〕

○臨時議長（沖田 守君） おはようございます。

議長が選出されるまで、臨時に私が最年長ということでもありますので、仮議長を務めさせていただきます。

自己紹介はあえて申し上げるまでもなく、沖田であります。今回の選挙は新しい3人の若い議員を迎えて、そして新しい津和野町議会の構成がこれから正副議長をはじめとして、それぞれの役職を決めていただいてスタートするわけですが、何とか閉塞したこの我が町を議会が中心になって、町民のために精いっぱい努力をしていかなければならないとかように考えておりますので、どうぞよろしく皆さんのお力添えいただきたいとかように思います。それでは、座って進行させていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第4回津和野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（沖田 守君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2. 津和野町議会議長の選挙について

○臨時議長（沖田 守君） 日程第2、津和野町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仮議席11番、道信俊昭君、仮議席10番、寺戸昌子君を指名いたします。

この間、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（沖田 守君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名投票といたします。投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、順次、投票を願います。

ここで、先般5月2日に議員懇談会を開催して、津和野町議会申し合わせ事項に則って、今回の議長選挙において立候補される立候補者が4名、草田議員、三浦議員、寺戸議員、米澤議員、4名が立候補の表明をされ、立候補の表明挨拶もされました。したがって、今日はその申し合わせ事項を遵守いただきながら、投票をしていただくとうことでありますから、念のため申し上げます。

投票用紙漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（沖田 守君） 投票用紙漏れ、配付漏れなしと認め、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

仮議席1番議員から、順次、投票願います。

〔議員投票〕

○臨時議長（沖田 守君） 投票漏れありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。道信俊昭君、寺戸昌子君、立ち合いをお願いしたいと思います。

〔開票〕

○臨時議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数12票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。有効投票12票、無効投票0。有効投票12票のうち、草田吉丸君6票、寺戸昌子君1票、三浦英治君4票、米澤宏文君1票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、草田吉丸君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（沖田 守君） ただいま議長に当選されました草田吉丸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで、新議長の挨拶を受けたいと思いますが、自席でお願いいたします。草田吉丸君。

○議員（仮議席7番 草田 吉丸君） それでは、一言御挨拶を申し上げます。

先ほど、行われました議長選挙におきましては、議員の皆様の御推挙をいただき、議長に就任をさせていただきました。御支援をいただきましたことに感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

私にとりましては身に余る光栄でございます。同時に、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。皆様とともに、住民の皆様にとって身近で開かれた議会を目指してまいりたいと思います。先輩議員の皆様には、今後とも御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

若い新人議員の皆様には早く議会に慣れていただき、新しい発想をもって活躍されることを期待をいたしているところでございます。

津和野町は多くの課題を抱えていますが、二代表制の下、議会の役割をしっかりと果たし、活力と魅力にあふれ、安心して住みやすいまちづくりをともに目指してまいりたいと思います。

私も町政発展のために誠心誠意努めてまいる所存でございます。議員の皆様への温かい御支援、並びに御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（沖田 守君） どうも、力強い決意を述べていただきました。新議長には期待をしておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上をもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきたいと思います。議員各位の御協力によりまして、無事、この大役を果たすことができました。ありがとうございました。

それでは、新議長は議長席にということで、草田議長、代わってこの議長席に御着きをいただきたいと思います。したがって、ここで暫時休憩をしたいと思います。

臨時議長はここで退席といたします。9時30分まで休憩といたします。

〔臨時議長退席、議長着席〕

午前9時15分休憩

.....

午前9時30分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き会議を進めたいと思います。

議事日程の追加を行います。

追加議事日程はお手元に配付のとおりであります。直ちにこれを追加し、議題といたしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

.....

追加日程第1. 議席の指定

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議長の議席は12番とし、議席を交代させていただきたいと思
います。

また、後ほど選挙をいただく副議長につきましても、議席を11番とし、副議長に当
選された時点で議席を交代させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、議席は会議規則第4条第1
項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

.....

1 番	道信 俊昭議員	2 番	大江 梨議員
3 番	岡田 克也議員	4 番	米澤 宥文議員
5 番	横山 元志議員	6 番	沖田 守議員
7 番	御手洗 剛議員	8 番	三浦 英治議員
9 番	田中海太郎議員	10 番	寺戸 昌子議員
11 番	川田 剛議員	12 番	草田 吉丸議員

.....

○議長（草田 吉丸君） 議席の交代は、休憩中をお願いをいたします。

追加日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、川田剛君、2番、大江
梨君を指名いたします。

追加日程第3. 会期の決定

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1
日限りと決定をしました。

追加日程第4. 津和野町議会副議長の選挙について

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第4、津和野町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（草田 吉丸君） ただいまの出席議員は12名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、田中海太郎君、8番、三浦英治君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（草田 吉丸君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（草田 吉丸君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（草田 吉丸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、田中海太郎君、8番、三浦英治君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（草田 吉丸君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数12票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち、川田剛君7票、御手洗剛5票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、川田剛君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（草田 吉丸君） ただいま副議長に当選されました川田剛君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで、副議長の御挨拶を受けたいと思います。自席でお願いをいたします。川田剛君。

○議員（1番 川田 剛君） 失礼いたします。

不肖副議長に任を仰せつかりました川田剛であります。立候補表明の際にも申し上げましたとおり、これまで津和野議会が行ってまいりました議会改革を更に進め、議長を

補佐しながら町民福祉の向上に寄与してまいりたいと思いますので、議員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げ、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（草田 吉丸君） 力強い御協力をいただきました。

先ほど、議席を決していただきましたが、その際、御説明し御承認をいただきましたとおり、副議長席は11番としておりますので、11番の方は交代をお願いいたします。交代は休憩中をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

〔副議長着席〕

午前9時42分休憩

.....

午前9時43分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第5. 津和野町議会常任委員会委員の選任について

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第5、津和野町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会委員は、委員会条例によって、定数は総務経済常任委員会6人、文教民生常任委員会6人及び広報広聴常任委員会6人と規定されております。

お諮りいたします。総務経済常任委員会委員、文教民生常任委員会委員については、事前にとりまとめを行った結果、総務経済常任委員会委員に沖田守君、草田吉丸君、田中海太郎君、寺戸昌子君、道信俊昭君、横山元志君、以上の6人であります。文教民生常任委員会委員に大江梨君、岡田克也君、川田剛君、三浦英治君、御手洗剛君、米澤宕文君、以上の6人であります。

委員会定数のとおりであります。それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げました皆さんをそれぞれ総務経済常任委員会委員、文教民生常任委員会委員に選任することに決定しました。

ただいまより、それぞれの正副常任委員長の互選をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前9時45分休憩

.....

午前10時03分再開

○議長（草田 吉丸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最初にお詫びを申し上げたいと思いますが、私は先ほど、皆様のお名前を大江梨君、そして御手洗剛君のお名前を間違えてしまいました。大変御無礼をいたしました。お許してください。

休憩中に、それぞれの常任委員会の正副委員長について御協議をいただきましたので、その結果を御報告をいたします。

総務経済常任委員会委員長に道信俊昭君、総務経済常任委員会副委員長に横山元志君、文教民生常任委員会委員長に御手洗剛君、文教民生常任委員会副委員長に大江梨君がそれぞれ選任をされました。

続きまして、広報広聴常任委員会委員、更には正副委員長の互選について御協議をお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩します。

午前 10 時 05 分休憩

.....
午前 10 時 08 分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

広報広聴常任委員会の委員について、協議いただきましたので、報告をいたします。

広報広聴常任委員会委員は大江梨君、川田剛君、田中海太郎君、寺戸昌子君、横山元志君、米澤宥文君、委員会定数のとおりであります。

以上の 6 人の方々を広報広聴常任委員会委員に指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 異議なしと認めます。

引き続き、広報広聴常任委員会の正副委員長について、御協議いただきましたので、その結果を御報告いたします。

委員長に米澤宥文君、副委員長に寺戸昌子君が、それぞれ選任をされました。

追加日程第 6. 津和野町議会運営委員会委員の選任について

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第 6、津和野町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員は、委員会条例によって定数は 5 名と規定されております。議会運営委員、更には正副委員長の互選について御協議をお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩します。

午前 10 時 10 分休憩

.....
午前 10 時 15 分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

津和野町議会運営委員会の委員について協議いただきましたので、報告をいたします。

津和野町議会運営委員会委員は、道信俊昭君、御手洗剛君、米澤宥文君、寺戸昌子君、三浦英治君、委員会定数のとおりであります。

以上の5人の方々を議会運営委員会の委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。

引き続き、議会運営委員会の正副委員長について御協議いただきましたので、その結果を御報告いたします。

委員長に三浦英治君、副委員長に御手洗剛君がそれぞれ選任をされました。

なお、議会運営委員会は、会期の決定等、議会の運営に関する事項については、閉会中の継続審査及び調査を行うこととなります。

お諮りします。議会運営委員会の会期の決定等、所管事務調査について、閉会中の継続審査及び調査については、これに付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の会期の決定等、所管事務調査については、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。

ここで、休憩を取りたいと思いますが、休憩中に組合議会議員の選出協議をお願いいたします。

それでは、後ろの時計で10時30分まで休憩といたします。

午前10時18分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（草田 吉丸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第7. 津和野町議会選出の益田広域地区市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第7、津和野町議会選出益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は4名選出であります。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して、投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、選出の選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにした
いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名するこ
とに決しました。

津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員に、草田吉丸君、川田剛
君、道信俊昭君、米澤宥文君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました4名を津和野町議会選出の益
田地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名
を津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員とすることに決しまし
た。

草田吉丸君、川田剛君、道信俊昭君、米澤宥文君が議場におられますので、会議規則
第33条第2項の規定により、告知をいたします。

追加日程第8．津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第8、津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員
の選挙について、議題といたします。

議員は4名選出であります。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を
準用して、投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にす
ることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいた
したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名するこ
とに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議員に川田剛君、田中海太郎君、横山元志君、御
手洗剛君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を津和野町議会選出の鹿足郡
事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名を津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員とすることに決しました。

川田剛君、田中海太郎君、横山元志君、御手洗剛君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

追加日程第9. 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第9、津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は3名選出であります。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して、投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員に、田中海太郎君、寺戸昌子君、三浦英治君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名を津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名を津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員とすることに決定しました。

田中海太郎君、寺戸昌子君、三浦英治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

追加日程第10. 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第10、津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は2名選出であります。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して、投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員に、大江梨君、三浦英治君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました2名を津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名を津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員とすることに決しました。

大江梨君、三浦英治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前10時30分休憩

午後1時00分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

午前中に行われました議会の議長選挙におきまして、議員の皆様の御推挙をいただき、議長に就任させていただきました草田吉丸でございます。副議長には川田剛議員が就任をされました。力を合わせて議会運営に努力してまいります。どうか、よろしく願いをいたします。

私にとりまして身に余る光栄でございます。同時にその責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。新人議員の皆さん3名を含め、私たち12名の議員で、今後の議会活動、議会運営を行うこととなりました。全力を上げて取り組んでまいり所存でございます。どうか、よろしく願いを申し上げます。

二元代表制の下、行政と議会はそれぞれ役割がございます。しかし、目的とするものは同じであります。住民福祉の向上であります。しっかりとした議論を尽くし、この目的達成のためにともに歩んでまいりたいと思えます。下森町長をはじめ執行部の皆様には、議会に対し格別なる御理解と御協力をお願い申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

それでは、ここで町長より御挨拶を受け、町執行部の御紹介をお願いいたします。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、新しく議会のほうも改選ということになりまして、本日が最初の議会ということになりました。改めまして、どうか議員の皆様方には、今後とも御指導を賜りますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

御承知のとおり、非常に本町も財政状況が厳しいわけでございます。そうした中で医療、福祉、教育、産業振興、生活環境の整備、そうした住民からの御期待というものは様々に、また数多く及んでいるわけでございます。そうしたことに一つ一つ応えていくには、まずは何をにおいても財源の確保というものが必要でございます。

また、今後とも議員のそうしたそれぞれのネットワークというものも御支援をいただきながら、国、県等からの財源の確保に努めてまいりたいとそのように思っているところであります。

そして、その上でいただけるそうした様々な貴重な財源というものを町民の皆様のために、より効果的に費用対効果の高い、それを目指しながら事業を進めていきたいというふうにも思っておりますので、そうしたことも含め、皆様方には今後ともお世話になります。御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

それでは、一人ひとり自己紹介。

○議長(草田 吉丸君) はい。自己紹介をそれではお願いします。

○町長(下森 博之君) それでは、これから後、副町長以下それぞれから簡単に自己紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副町長(島田 賢司君) 失礼します。副町長の島田でございます。引き続き、町長をしっかりと補佐し、町民福祉の向上のために取り組んでまいりますので、議員の皆様方にはこれまでと同様、御指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長(草田 吉丸君) 教育長。

○教育長(岩本 要二君) 失礼いたします。教育長の岩本と申します。よろしくお願いいたします。

本町の教育振興について、関係各課とより一層連携を深め事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも引き続きまして御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長(草田 吉丸君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(土井 泰一君) 失礼します。健康福祉課の課長を務めております土井泰一と言います。どうかよろしくお願いします。

本課におきましては、保健福祉、それから健康づくり、ゆりかごから墓場までといういわゆる言葉がありますが、全ての年代の方を対象に住民福祉の向上を務めているところでございます。どうかよろしくお願いします。

○議長(草田 吉丸君) 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） 失礼します。

4月1日付人事異動により税務住民課長を拝命しました山下泰三と申します。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 失礼します。

この4月1日の人事異動によりまして、農林課から総務財政課のほうに移動になりました。益井仁志と申します。どうか、議員の皆様方よろしく願いします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） つわの暮らし推進課長の宮内と申します。

課長になりまして3年目を迎えております。本町の人口減が進む中、定住対策、地域交通、それからまちづくり等いろいろ頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 失礼いたします。

4月1日付の人事異動によりまして、教育次長を仰せつかりました山本博之と申します。どうぞよろしく願いいたします。

教育委員会、学校教育、社会教育、文化財、それから高校支援、0歳児からの人づくり事業と教育にわたる全般を業務とさせていただきます。岩本教育長を支えていきたいと思えます。議員の皆様方、どうぞ御指導のほどよろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 昨年度に引き続きまして、商工観光課長を仰せつかりしております堀重樹と申します。どうぞよろしく願いします。

商工観光課では、コロナで疲弊したこの状況を打破するため、商工、それと観光の増ということで、日夜頑張っております。どうぞよろしく願いします。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 失礼します。建設課の安村義夫と申します。昨年度に引き続き2年目となります。

建設課におきましては、公共土木、農林土木、公営住宅、地籍調査事業をメインに業務を行っております。今後とも議員の皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 失礼します。医療対策課長の清水と申します。よろしく願いします。

医療対策課では、病院、また診療所、介護老人保健施設の運営に携わっております。地域医療対策係、地域包括支援センターの介護予防係、介護保健業務を担っております保健係がございます。

議員の皆様方には、これまで以上に御指導、御鞭撻のほどよろしく申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 環境生活課の野田裕一と申します。今年で2年目となります。

環境生活課では、水道関係、下水道関係、環境生活のごみ収集の関係とかの仕事をしております。また議員の皆様方には、いろいろと今年も御指導、御鞭撻をよろしく願いたいいたします。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） この4月から農林課長を仰せ賜りました小藤信行と言います。よろしく申し上げます。

農林課としましては、農業においては担い手不足、林業においては、今から森林整備ということであります。こういった業務をよりよく進めていきたいと思っております。どうぞ皆様よろしく願いたいいたします。

○議長（草田 吉丸君） 会計管理者。

○会計管理者（青木早知枝君） 失礼します。会計管理者及び出納室長の青木早知枝と申します。

管理職の中ではいつの間にか一番筆頭となってしまいましたが、皆さん、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 皆さん、自己紹介をいただきました。ありがとうございます。

それでは、ただいまより議員の自己紹介をお願いいたします。議席番号1番より、順次、願いをいたします。道信俊昭君。自己紹介をお願いします。

○議員（1番 道信 俊昭君） 1番、道信俊昭でございます。

改めて議員としての勉強をやり直して頑張ってまいりたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 大江梨君。

○議員（2番 大江 梨君） 失礼します。大江梨と申します。

新人ではありますが、議員の1人としてしっかり責任が果たせるよう努力を重ねてまいります。どうぞよろしく願いたいいたします。

○議長（草田 吉丸君） 岡田克也君。

○議員（3番 岡田 克也君） 3番、岡田克也でございます。

引き続き、皆様とともに町政発展のために頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いたいいたします。

○議長（草田 吉丸君） 米澤宥文君。

○議員（4番 米澤 宥文君） 4番、米澤宥文でございます。

また今後4年間、頑張ってまいります。よろしく願いたいいたします。

○議長（草田 吉丸君） 横山元志君。

○議員（５番 横山 元志君） ５番、横山元志であります。

課長の皆様をはじめ、町長、副町長、新人とはいえよく知った顔なので、改めてまたよろしく申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 沖田守君。

○議員（６番 沖田 守君） 議席番号６番、沖田守であります。

引き続き、よろしく願いをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗剛君。

○議員（７番 御手洗 剛君） ７番、御手洗剛でございます。

３期目に入りました。よろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 三浦英治君。

○議員（８番 三浦 英治君） ８番、三浦英治です。

引き続き、よろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 田中海太郎君。

○議員（９番 田中海太郎君） ９番、田中海太郎です。

私、２２年ここ津和野に来てＩターンしてやってきました。これも本当に町の皆様のおかげでここまで成長させていただきました。今後は自分が勉強していきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸昌子君。

○議員（１０番 寺戸 昌子君） １０番、寺戸昌子です。

ここの津和野町に住んで３０年ちょいになります。一応、結婚してこちらに来たんですが、Ｉターンみたいなものかなとは思いつつ、この津和野町に住んで、大好きな津和野町と思っているので、そのために頑張ろうと思います。よろしく申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 川田剛君。

○議員（１１番 川田 剛君） １１番。

不肖私、先ほどの議会の中で副議長の職を仰せつかりました。これまでの３期１２年の知見を生かし、議長をサポートするとともに、町民福祉の向上に努めてまいりますので、町長をはじめ、執行部の皆様におかれましては、議会と執行部は車の両輪とも言われておりますので、一緒に津和野町をよくしていけるよう努力してまいりますので、御協力をよろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） どうも皆さん、自己紹介をありがとうございました。

追加日程第１１．議案第５９号

追加日程第１２．議案第６０号

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第１１、議案第５９号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正について及び追加日程第１２、議案第６０号専

決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についての2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 本日は臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時議会に提案をいたします案件は、専決処分案件2件、人事案件1件、報告案件3件、補正予算案件1件の合計7案件でございます。いずれも重要な案件でございますので慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第59号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第60号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） それでは、津和野町税条例等の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に交付され、一部を除いて翌4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、津和野町税条例等の一部を改正することについて専決処分をいたしましたので、これを議会に報告し承認を求めらるるものであります。

また、この一部改正により関係法令と同様の措置を講ずることにより、公平な町税の課税措置を図るものであります。

令和4年度の地方税制改正の概要は、主として個人住民税では住宅借入金等特別税額控除の適用期限の4年間の延長、また固定資産税では景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価格の現行5%から2.5%とすること等、税負担軽減措置等の整理、合理化を図る改正となっております。

それでは、議案第59号津和野町税条例等の一部を改正する条例について、その概要を税目ごとに新旧対照表に沿って説明いたします。

最初に町民税から御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第33条関係、所得割の課税標準についてです。

町民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、特定配当等及び特定株式等、譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるものです。この見直しに伴い、上場株式等に係る譲渡所得の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう改正されるものです。

第33条第4項が特定配当等に係るもの。

2ページの第6項が特定株式等譲渡に係る改正となります。

3ページの第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除においては、相互課税または分離課税である場合の税額控除を確定申告書の記載によって行うことについての改正であります。

続いて、町民税の申告の第36条の2、第1項、第2項、36条の3、第2項、第3項につきましても、所得税と一致するように改正されるものです。施行日は令和6年1月1日となり、令和6年度分以後の町民税に適用されます。

続いて、5ページの第36条の3の2及び6ページの36条の3の3では、個人の町民税に係る扶養親族等申告書について、退職所得を有する配偶者及び扶養親族の氏名等を記載することとする改正で、前者が給与所得に係るもの、後者が公的年金等受給者に係るものになります。施行日は令和5年1月1日となり、令和5年度分以後の町民税に適用されます。

7ページの第48条、法人町民税の申告納付については、所要の条文整理であります。法律改正による条文の項ずれを反映したもので、施行日は令和4年4月1日であります。

8ページの第53条の7、特別徴収税額の納入の義務等については、所要の条文整理であります。政令改正による条文の項ずれを反映したもので、施行日は令和6年1月1日であります。

9ページの附則第7条の3の2では、租税特別措置法第41条、または第41条の2の2の規定、住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除の適用、すなわち住宅借入金等特別税額控除の延長に係る改正であります。令和4年度以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用があるもののうち、所得税額を控除した残額がある場合に翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税所得金額の額に100分の5を乗じて得た額、最高9万7,500円でございますが、特別控除の範囲内で住民税所得割額から減額するものであります。令和7年12月30日までの居住者を対象に適用期限を4年間延長することとする改正であります。

なお、この措置による令和5年度以降の住民税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填されます。施行日は令和5年1月1日となります。

続きまして、14ページをお開きください。

附則第16条の3第2項、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例については、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用することとする改正であります。施行日は令和6年1月1日となります。

15ページの附則第17条の2第3項、優良住宅等の造成地等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、引用条項の削除に伴う規定の整備による改正となります。施行日は令和5年1月1日となります。

16ページの附則第20条の2第4項、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について及び17ページの附則第20条の3第4項、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、申告方式の選択に係る規定の整備に伴う改正であります。施行日は令和6年1月1日となります。

18ページの附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しに伴う規定の整備に伴い廃止されます。施行日は令和5年1月1日となります。

1枚めくっていただき、20ページは津和野町税条例等の一部を改正する条例、令和3年津和野町条例第2条の改正であります。第1条のうち第36条3の3は、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備による改正となります。施行日は令和5年1月1日となります。

第2条第4項も規定の整備による改正で、施行日は令和6年1月1日となります。

続きまして、固定資産税の改正について説明いたします。

新旧対照表は8ページをお開きください。

第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料についてです。

固定資産税に係る登記書からの市町村への通知事項の拡大に伴い、民法等の一部を改正する法律により、不動産登記法が改正され、登記簿に登記される事項が新たに追加されることに伴い、地方税法第382条の4の規定により、証明書に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないとする法律改正に伴う改正であります。

9ページの第73条の3、固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料についても、改正も同様となります。

併せまして、1ページに戻っていただき、第18条の4、納税証明書の交付手数料についての改正も同様の措置を反映したものになります。施行日はいずれも令和6年1月1日となります。

続きまして、新旧対照表の12ページをお開きください。

右側の改正案、附則第10条の2、第25項についてであります。貯留帰農保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準について、わがまち特例制度による軽減措置4分の3を講ずることとした改正であります。

その他の項については、所要の条文整理であります。法律改正による条文の項ずれを反映したもので、施行日は令和4年4月1日であります。

同じく12ページの附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告については、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正であります。施行日は令和4年4月1日です。

13ページの附則第12条、住宅等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例においては、景気回復を万全に期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準の上昇幅を評価額の現行5%から2.5%とする改正であります。施行日は令和4年4月1日です。

施行期日は、一部の改正を除き、原則令和4年4月1日であります。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第60号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、津和野町国民健康保険税条例を一部改正したもので、国民健康保険税の賦課額に関する基準等について保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から課税限度額を見直すものであります。

1ページめくっていただいて、新旧対照表の第2条及び第21条第1項を御覧ください。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

次に、新旧対照表の附則第4項を御覧ください。

文言の修正として、同条中を同項中に改めるものであります。附則としまして、施行期日でございますが、交付の日から施行するものであります。また、適用区分としてこの条例による改正後の津和野町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものであります。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第59号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（草田 吉丸君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

議案第60号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（草田 吉丸君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

追加日程第13. 議案第61号

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第13、議案第61号津和野町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、3番、岡田克也君の退席を求めます。

〔岡田克也君 退席〕

○議長（草田 吉丸君） ただいまの出席議員は10名であります。

それでは、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第61号津和野町監査委員の選任についてでございますが、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

監査委員としてお願いしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町左鑑1808番地、氏名、岡田克也、生年月日、昭和41年2月8日、現在56歳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（草田 吉丸君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。
これより採決を行います。この採決は無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。
〔議場閉鎖〕
- 議長（草田 吉丸君） ただいまの出席議員は、先ほど申しあげましたとおり 10 名
であります。
次に、立会人を指名します。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番、
御手洗剛君、6 番、沖田守君を指名いたします。
投票用紙を配ります。
〔投票用紙配付〕
- 議長（草田 吉丸君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の
方は反対と記載の上、投票願います。
なお、投票における評決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投
票は、会議規則第 8 4 条の規定により、反対とみなすことになっております。
投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（草田 吉丸君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
〔投票箱点検〕
- 議長（草田 吉丸君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。
〔議員投票〕
- 議長（草田 吉丸君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（草田 吉丸君） 投票漏れなしと認めます。
開票を行います。7 番、御手洗剛君、6 番、沖田守君の立会をお願いします。
〔開票〕
- 議長（草田 吉丸君） 投票の結果を報告します。

投票総数10票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、賛成9票、反対1票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（草田 吉丸君） 岡田克也君の除斥を解き、着席を許可します。

〔岡田克也君 着席〕

○議長（草田 吉丸君） ただいまの投票の結果、岡田克也君が監査委員に選任をされましたので、報告をいたします。

追加日程第14. 議案第62号

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第14、議案第62号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第62号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ550万円を追加、歳入歳出予算の総額を79億9,350万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第62号を御説明申し上げます。

歳出の主なものから御説明いたしますので、10ページをお開きください。

総務費の諸費、つわの暮らし推進課分で工事請負費としまして、日原地内町有建物解体工事548万6,000円を増額しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、8ページにお戻りください。

繰入金では、財政調整基金繰入金として、日原地内町有建物解体工事の増額に伴い550万円を増額しております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 町有建物の解体とお聞きしたような気がするんですが、具体的にはどの建物でしょう。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） この解体する建物でございますが、日原地内にあります高津川漁協がございますが、その横にあります元縫製工場のクローネでございます。

この今回の建物解体工事についての補正予算ということで御理解いただければと思います。

○議長（草田 吉丸君） ほかにありませんか。沖田君。

○議員（6番 沖田 守君） 担当課長、場所はもちろんのことやけども、追加になった内容が今の説明では全然わからない。当初計画より五百数十万増えたということだから、どういうところに追加が出たのかというのを説明してもらわないと困ります。はい、どうぞ。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、追加理由の説明をいたします。

これは令和3年度の繰越事業でございますが、解体を進めていましたところ、解体する縫製工場の床下より大量の観客席が出てまいりました。更にその下に観客席フロアの基礎コンクリートの下から2層にわたりコンクリート基礎が出てきました。

このことに伴い、追加が出たものでございます。この建物はこれまで映画館としても使用されていたということもあるようでして、それまでの用途変更の際に床などをかぶせながら利用してきたのではないかと推察しているところでございます。

したがって、この出てきた観客席及び2層にわたるコンクリート基礎、この部分の廃棄物処分に係る経費について補正したいものでございます。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） ほかにありませんか。横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 5番、横山です。

課長に質問するところなんですけど、設計図面等々を見て解体を進めたのではないでしようか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） もちろん設計図面等に、解体をしてきたわけでありまして、設計の段階では床下のことであったので分からなかったわけです。それで解体工事を進めておりましたら、床下をはぐったらそれが出てきたということでございまして、これは最初の設計段階では分からなかったというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 5番、横山。

現地調査は、そのとき設計段階ではしていないんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 調査はいたしております。そのときには分からなかったと。床下であるがために、どう言いますか、現場の中で調査段階では分か

らなかったと。あくまでもはぐってきたら出てきたというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） それでは、ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（草田 吉丸君） 起立全員であります。したがって、議案第62号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

追加日程第15．報告第1号

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第15、報告第1号令和3年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、執行部より報告をお願いします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号令和3年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書を調整いたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、報告第1号を御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

令和3年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

土木費の緊急自然災害防止事業でございますが、堀内幸橋線側溝整備工事では通行規制及び施工方法等について、地元住民との調整に不測の日数を要したため、また商人線流路工整備工事では、残土処理場の崩壊により商人川への影響が生じ、その対策について地元住民との調整に不測の日数を要したことから、それぞれ年度内に事業を完了することが困難となったため、1,259万円を繰越しするものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） これについて、特に質疑があればこれを許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

追加日程第16．報告第2号

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第16、報告第2号令和3年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告をお願いします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号令和3年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、報告第2号を御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

令和3年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

総務費のつわぶき交流センター建設事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、調査設計時の関係者との協議及び資材調達に不測の日数を要したため、1億953万円を繰越すものです。終期は8月末を予定しております。

次に、社会保障税番号制度システム整備事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、住民記録システムの改修に不測の日数を要したため、270万6,000円を繰越すものです。終期は令和5年1月末を予定しております。

次に、二酸化炭素抑制対策事業でございますが、補助事業の交付決定が3月末の予定で、事業の実施期間が9月末までとなっており、年度内完成が見込めないため、999万9,000円を繰越すものです。終期は9月末を予定しております。

次に、津和野町日原地内町有建築物解体事業でございますが、1月の入札不調により業者決定が遅れ、年度内完成が見込めないため、1,246万6,300円を繰越すものです。終期は5月末を予定しております。

次に、非課税世帯臨時特別給付金給付事業でございますが、給付金の申請期間が9月末まで継続されることに伴い、1,503万7,812円を繰越すものです。終期は11月末を予定しております。

次に、民生費の木部さとやま保育園旧園舎解体工事でございますが、工事施工中に設計書にない二重屋根の構造が判明し、この解体に不測の日数を要したため、2,199万8,000円を繰越すものです。終期は4月末を予定しております。

次に、日原保育園建設事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により建設資材の納入に不測の日数を要したため、1億9,713万4,000円を繰越すものです。終期は5月末を予定しております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございますが、支給対象者が令和4年3月31日出生時までであり、給付金の申請が4月以降になると見込められるため、80万円を繰越すものです。終期は4月末を予定しております。

次に、農林水産業費の農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業でございますが、タブレットの調達に不測の日数を要したため、40万円を繰越すものです。終期は6月末を予定しております。

次に、原木・チップヤード施設管理用高所作業車調達でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体等の資材調達に不測の日数を要したため、1,034万円を繰越すものです。終期は7月末を予定しております。

次に、発電所管理施設等整備補助金でございますが、原木・チップヤードの完成が遅れたことに伴い、発電所の建設着手が遅れたため、272万2,000円を繰越すものです。終期は6月末を予定しております。

次に、林地崩壊防止事業でございますが、残土処理場の確保及び関係機関との調整に不測の日数を要したため、1,406万8,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、商工費の歴史的風致維持向上事業でございますが、他機関との施工調整に不測の日数を要したため、4億963万2,762円を繰越すものです。終期は12月末を予定しております。

次に、土木費の地籍調査事業でございますが、豪雨災害で被災した林道、作業道の補修の遅れにより、実施地区内への立ち入りが困難となったため及び一筆地調査実施地区との隣接境界調査・調整に不測の日数を要したため、4,893万2,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、道路維持事業でございますが、関係者との協議に不測の日数を要したため、1,622万4,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、町道新設改良工事、商人線ほか9路線でございますが、工事期間中の道路通行規制等の地元調整に不測の日数を要したため、6,214万7,000円を繰越し、ほか9路線と合わせて2億3,046万4,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、道路長寿命化対策事業でございますが、工事期間中の道路通行規制等の地元調整に不測の日数を要したため、4,156万7,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、公営住宅建設事業でございますが、工事着手後の敷地内の上水道及び下水道計画の見直しに不測の日数を要したため、2,400万円を繰越すものです。終期は6月末を予定しております。

次に、消防費の防火水槽設置事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、メーカーとの設置予定地の確認等に不測の日数を要したため、800万円を繰越すものです。終期は令和4年6月末を予定しております。

次に、教育費の学校給食センター整備事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、県外設計業者等との協議に不測の日数を要したため、6億428万1,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、左鐙コミュニティセンター改修工事設計業務委託事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域住民との協議に不測の日数を要したため、572万円を繰越すものです。終期は12月末を予定しております。

次に、津和野城跡サイン整備事業でございますが、出丸登城路工事との調整に不測の日数を要したため、38万6,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、津和野田万川線発掘調査事業でございますが、地権者との協議に不測の日数を要したため、1,900万1,000円を繰越すものです。終期は11月末を予定しております。

次に、災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧工事でございますが、通行規制等の地元協議に不測の日数を要したため、1億5,969万7,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、現年林道災害復旧事業でございますが、災害査定の実施が12月初旬であったため、災害復旧工事の契約が2月中旬となり、年度内完成が見込めないため、4,911万8,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

次に、現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、災害復旧事業の交付決定が2月下旬となり、年度内完成が見込めないため、1億3,581万1,000円を繰越すものです。終期は令和4年12月末を予定しております。

次に、亀井家墓所災害復旧事業でございますが、現地の地盤が不良のため、測量調査設計業務に不測の日数を要したため、3,009万8,000円を繰越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） これにつきましても、特に質疑があればこれを許します。沖田君。

○議員（6番 沖田 守君） 6番。

毎年だけど、ちょっと繰越明許が余りにも多いという感じがするんだけど、非常に私は、今、災害復旧で随所にまだ工事がかかっていない箇所がたくさん町内にあるが、そ

れも手がかからないままに、その令和3年の繰越しが20億を超えるという状況。これ予算の30億の中の7割ですよ。これで本年度の事業が果たしてスムーズに行くのかどうなのか、非常に私は問題だと思うんですが、もう少しコロナがどうだとかその影響でこの不測の事態が生じたというのが大方の理由だけど、もうちょっと計画的にいろんなことをやらないと、今年度こんなようなことじゃ今年の事業が私はスムーズにいかないだろうと思う。また、恐らく来年の今時期に今年の令和4年の繰越しまでが、令和3年の繰越しをするような事態に陥らないとも限らないというそういう感じがしますが、もうちょっと真剣にやってもらわないと私は困ると思いますが、町長の所見をお伺いしたい。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 本当、こうして繰越し事業が大変多くなっているということは、非常に我々も厳しく受け止めているところであります。決して真面目じゃないということではないんですけども、本当、合併をして16年の間に、いまさらの話にはなりませんが、職員数かなり、これは行財政改革の一環で削減をしまいいりました。

一方で地方分権の名のもとに様々な事務事業が、様々な分野において折り入ってきているということで、もう職員の一人ひとりの負担というものが相当重たくなってきているという状況であります。

それに合わせて災害が起きる。特に去年の災害というのが、見た目には平成25年と比べてそんなに大きな災害じゃないように感じるかもしれませんが、非常に災害の量としては、平成25年に匹敵するぐらいの規模感で我々は受け止めております。そういうものが降りかかってくる。

また、コロナの影響をもちまして、様々なまたそれが事業の多さにつながってきているということで、今は本当に我々としてもやらなければならない業務に追われながら進めているのが、今、こういう現状だということでもあります。

一方で、新規採用職員ということになりますと、すぐの戦力にはなりません、今まで定員管理計画を135で採用してまいりましたけれども、もう今の状況では住民の皆さんのいろんな御要望に答えることができないということで、少し定員管理計画より数を増やした中で採用していこうという思いもありましたけれども、残念ながら全ての応募された職員を雇うということにもなりませんので、なかなかその人材の確保にも計画通りいっていないという現状があるというところがございます。そういう中で、これだけの事業を乗り越えていかなければならないというところがございます。

また、いろいろな改革というものを講じながら、この繰越し事業というものが少しでも減らしていけるように、しっかりまた取り組んでまいりたいとそうように思っております。

○議長（草田 吉丸君） そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

追加日程第17. 報告第3号

○議長（草田 吉丸君） 追加日程第17、報告第3号令和3年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、執行部より報告をお願いします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号令和3年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書を調整しましたので、同条第3項の規定により、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、報告第3号について御説明をいたします。

令和3年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

裏面を御覧いただきたいと思っております。

後田地区高岡通り排水管改良工事でございますが、施工に関する協議、日中片側交互通行や交差点内の夜間工事による協議、または下水道新設工事との調整により不測の日数を要したことから発注が遅れたため、年度内完了が困難となり、1,917万3,000円を繰越すものでございます。終期は7月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和4年第4回津和野町議会臨時会を閉会します。

午後2時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員